

改	正	後			
(公害防止に要する費用)	(公害防止に要する費用)	(公害防止に要する費用)			
第八条 法第三条の五第一項に規定する公害 防止に要する費用で経済産業省令で定める ものは、次の各号に掲げる費用（法第十二	第八条 法第三条の五第一項に規定する公害 防止に要する費用で経済産業省令で定める ものは、次の各号に掲げる費用（法第十二	第八条 法第三条の五第一項に規定する公害 防止に要する費用で経済産業省令で定める ものは、次の各号に掲げる費用（法第十二			
備考 表中の「」は注記である。					
○ 経済産業省令第五十三号					
第一 条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。					
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、 ひに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、産業競争力強化法等の一部を改正す る等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。					
令和三年六月十六日					
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整 備に関する省令					
（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）					
第二十一 条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改 正する。					
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に 付ける規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれ に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄 これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。					
備考 表中の「」は注記である。					
○ 様式第二十一から第二十三までを次のように改める。					
様式第二十一から第二十三まで 削除					
附 則					
この省令は、公布日から施行する。					
○ 様式第五十三号					
第一 条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改 正する。					
（特許料軽減申請書等の添付書面の省略）					
第五十六条 特許料軽減申請書等に添付すべ き書面（以下この条において「書面」とい う）を他の特許料軽減申請書等の提出に係 る手続（特許法施行令（昭和三十五年政令 第十六号）第十一条又は特許法等関係手数料 令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の 三に規定する手続を含む）において既に特 許庁長官に提出した者は、当該他の特許料 軽減申請書等に添付した書面に変更がない ときは、特許料軽減申請書等にその旨を記 載して当該書面の添付を省略することが可 能である。ただし、特許庁長官は、特に必要が あると認めるときは、当該書面の提出を命 ずることができる。					

条に規定する経営安定関連保証、法第十五
条に規定する危機関連保証、激甚災害に対
処するための特別の財政援助等に関する法
律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二
条第一項に規定する災害関係保証、中小企
業における労働力の確保及び良好な雇用の
機会の創出のための雇用管理の改善の促進
に関する法律（平成三年法律第五十七号）
第十一条第一項に規定する労働力確保関連保
証、中小売商業振興法（昭和四十八年法
律第二百一号）第五条の三第一項に規定する
地域商工業の振興に関する法律第六条第一項
に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域
経済牽引事業の促進による地域の成長発展
の基盤強化に関する法律（平成十九年法律
第四十号）第十九条第一項に規定する地域
第五十三条第一項に規定する中心市街地商
業等活性化関連保証及び同条第三項に規定
する中心市街地商業等活性化支援関連保
証、中小企業等経営強化法（平成十一年法
律第十八号）第十一条第一項に規定する社外
高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同
法第二十二条第一項に規定する経営革新関
連保証、同条第四項に規定する経営力向上
関連保証、同法第五十四条第一項に規定す
る先端設備等導入関連保証、同法第六十条
第一項に規定する事業継続力強化関連保証
及び同法第六十一条第一項に規定する連携
事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺
地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）
第十一条第一項に規定する周辺地域整備関
連保証、流通業務の総合化及び効率化の促
進に関する法律（平成十七年法律第八十五

条に規定する経営安定関連保証、法第十五
条に規定する危機関連保証、激甚災害に対
処するための特別の財政援助等に関する法
律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二
条第一項に規定する災害関係保証、中小企
業における労働力の確保及び良好な雇用の
機会の創出のための雇用管理の改善の促進
に関する法律（平成三年法律第五十七号）
第十一条第一項に規定する労働力確保関連保
証、中小売商業振興法（昭和四十八年法
律第一百一号）第五条の三第一項に規定する
中小売商業関連保証、地域伝統芸能等を
活用した行事の実施による観光及び特定地
域商工業の振興に関する法律第六条第一項
に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域
経済牽引事業の促進による地域の成長発展
の基盤強化に関する法律（平成十九年法律
第四十号）第十九条第一項に規定する地域
第五十三条第一項に規定する中心市街地商
業等活性化関連保証及び同条第三項に規定
する中心市街地商業等活性化支援関連保
証、中小企業等経営強化法（平成十一年法
律第十八号）第十条第一項に規定する社外
高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同
法第二十二条第一項に規定する経営革新関
連保証、同条第四項に規定する経営力向上
関連保証、同法第五十四条第一項に規定す
る事業継続力強化関連保証及び同法第五十
五条第一項に規定する連携事業継続力強化
業務の総合化及び効率化の促進に関する法
律（平成十七年法律第八十五号）第十三条
項に規定する周辺地域整備関連保証、流通
第一項に規定する流通業務総合効率化関連